

事業者

《申請の手引き》

令和8年度 西条市脱炭素重点対策加速化事業
事業者向け（事業所用）太陽光発電設備及び蓄電池



令和8年4月

西条市 環境部 環境政策課

* 本手引きは、事業者（事業所）への太陽光発電設備及び蓄電池の補助申請に係る説明資料です。家庭への導入に関しては、「個人向け（家庭用）太陽光発電設備及び蓄電池導入補助事業補助金の手引き」の手引きをご確認ください。

<目次>

1	申請（受付）期間等と注意事項	2
2	補助の対象設備及び交付要件.....	3
3	補助の対象者	4
4	補助金の額.....	5
5	申請フロー・要綱・Q&A集.....	6
6	受付窓口.....	7
7	交付申請.....	7
8	交付決定.....	9
9	変更（廃止）承認申請.....	9
10	実績報告.....	10
11	補助金額の確定及び請求	12
12	自家消費実績の報告.....	13
13	その他.....	13
14	補助金申請の流れ	13
15	チラシ.....	15

1 申請（受付）期間等と注意事項

受付期間：令和8年5月11日（月）～令和9年1月22日（金）

実績報告：～令和9年2月26日（金）（工事完了後、速やかに報告）

<事業者向けの重要事項>

申請を検討される前に、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱を確認するとともに、次の点についてご確認ください。

- 交付申請の受付は、令和8年5月11日（月）からです。
- 太陽光発電設備及び蓄電池の導入工事に着手する前に交付申請が必要です。
- * 必ず市の補助金交付決定後に工事に着手してください。**
- 国から市への交付決定日（未定）以降に、補助対象設備の導入等に関する契約を行うこと。
- 交付申請の締切は、令和9年1月22日（金）です。
- 実績報告の締切は、令和9年2月26日（金）です。
- 実績報告の締切までに、太陽光発電設備等の設置・支払を完了する必要があります。
- 固定価格買取制度（FIT制度）やFIP制度の認定は取得できません。
- 国の補助金等の併用は原則不可ですが、同一の補助対象設備でなければ併用可能な場合もありますので、随時ご相談ください。
- 市が推進する脱炭素経営支援を行っている GX コーディネーターに対し、脱炭素経営相談を行っていることが必須です。
- 太陽光発電設備により発電した電力量の 50%以上を自家消費する必要があります。
- 事業者が導入する設備の売買や請負の契約は、原則として 一般競争入札に付す等、比較検討した内容が判る必要があります。
- 申請受付は先着順で、審査は受付順に行います。
- 国からの交付決定を踏まえた 予算の範囲内で受け付け、予算額に達した時点で募集は終了となりますので、早期に受付を終了する可能性があります。
- 申請期間より前の消印がある郵送申請は、受付できません。
- 一度に多数の申請があった場合、審査及び交付決定に数週間程度の時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 導入した設備は、法定耐用年数が経過するまで補助金の目的に沿って適正に使用する必要があります。**虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。**
- 補助事業に関するアンケート調査並びに国及び市が行う脱炭素に資するために実施する取組に協力し、国及び市が補助事業の内容（特定されない形で、設備導入後の自家消費状況や導入費用等の実績等）を公表することに同意してください。

2 補助の対象設備及び交付要件

(1) 補助対象設備

太陽光発電設備（自家消費型）及び蓄電池

(2) 交付要件

【共通】

ア 各種法令等に遵守した設備であること。

イ **商用化され、導入実績があるもの**

ウ 整備する設備は、**中古設備ではないこと**。また、既存設備の置換や増設でないこと。

エ 西条市内の事業所又はその敷地内に設置するもの

オ 国の要綱（※）に基づき実施する事業であり、他の法令等又は予算制度に基づき、他に国、県及び市からの補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けて実施する事業でないこと。

※国の要綱とは、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱のこと。

カ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について **J-クレジット制度への登録を行わないこと**。

キ **市税を滞納していないこと**。

ク 社会通念上不適切であると判断される事業を行っていない。

ケ 西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員等並びにこれらに係る者でない（法人については、役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと。）。

コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこの営業に係る接客業務受託営業を行う者でないこと。

サ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に定める交付要件を満たすこと。

シ **国から市への交付決定日（未定）以降に、補助対象設備の導入等に関する契約を行うこと**。

ス 市から申請者への**交付決定後に着工**すること。

セ P P A（※）の場合、P P A事業者（需要家に対してP P Aにより電気を供給する事業者をいう。以下同じ。）に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるもので、それらを証明できる書類が必要。なお、P P A事業者が愛媛県内に本社を有する企業の場合、控除額を補助金額相当分の5分の4とすることができる。

※P P Aとは、エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し、消費する契約形態をいう。

ソ リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるもので、それらを証明できる書類が必要

【太陽光発電設備（自家消費型）】

ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下切捨て）が補助対象の設備容量となること。

イ 固定価格買取（FIT）制度又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を受けていないものであること。

ウ 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。

エ 補助事業において再エネ電力の供給を受ける需要家（自社等）の敷地内に補助事業により導入する再エネ発電設備で発電する50%以上を愛媛県内の需要家（自社等）で消費すること。

オ 補助要件を満たしたうえで余剰電力が生じる場合、小売電気事業者等に相対・自由契約で余剰分を売電することが可能です。

カ 「（年間電力自家消費量見込み（kwh）） / （年間発電量見込み（kwh）） = 50%以上」
年間電力自家消費量見込み、年間発電量見込みの数値については、施工業者等にお問い合わせいただくなどにより算出してください。

キ 詳しくは西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱の別表第1、3事業者向け（事業所用）太陽光発電設備の交付要件を参照

ク 20kW以上の太陽光発電設備は、発電設備を囲う柵塀の設置と、見えやすい場所への標識の掲示が義務付けられています（屋根置きを除く）。

ケ 10kW以上太陽光発電設備は廃棄等費用の積立計画の策定と適切な積立て、及び火災保険等への加入努力義務があります。

【蓄電池】

ア 補助対象の太陽光発電設備と同時に設置する設備であること（単独設置は補助対象外）。

イ 20kWh以下の家庭用の設備（PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。）であること。

ウ 補助対象経費となる「工事費＋設備費＋業務・事務費」は、12.5万円（税抜）/kWh以下となるよう努めること。

* 目標価格以下の蓄電システムを調達するか、目標価格以下となるよう努めたことがわかる書類を提出してください。（(1)複数者からの見積書や、(2)見積書提出事業者に対して目標価格以下となるよう求めた旨の申立書など）

エ 停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するもので、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。

オ 20kWh超の蓄電池の場合、西条市火災予防条例で定める基準に適合するシステムであること。

カ 詳しくは西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱の別表第1、4事業者向け（事業所用）蓄電池の交付要件を参照

3 補助の対象者

補助の対象は個人、PPA事業者又はリース事業者で、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) **市内に事業所を有し、補助対象設備を導入する事業者**（民間事業者、PPA 事業者、リース事業者等）
- (2) **市税を滞納していない者**
- (3) **西条市暴力団排除条例**（平成 23 年西条市条例第 20 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員等並びにこれらに**関係する者でない**（役員全員が対象）。
- (4) 交付決定日（市が交付決定通知を出した日）以降に太陽光発電設備及び蓄電池の補助事業に着手（着工）し、**令和 9 年 2 月 26 日（金）までに実績報告書を提出できる者**
- (5) **PPA モデル**（第三者所有モデル）により、市内の住宅に補助対象設備を提供する者
- (6) **リース等**により、市内の住宅に補助対象設備を提供する者
 - * (5)、(6) は、居住者が設備を設置する場所に住民票を有することが必要
 - * **1 事業者につき、年度内 1 回の申請を限度**とします。また、補助対象設備による発電を導入する事業所の電力需要に対して自家消費することが特定されていることが必要です。

4 補助金の額

事業者向け（事業所用）補助金

設備種別	補助単価	最大補助額（上限）
太陽光発電	5 万円 / kW	500 万円（100kW まで）
蓄電池	価格の 1 / 3	159.9 万円（30kWh まで）

(1) 太陽光発電設備

- **補助単価：1 kW あたり 50,000 円。補助上限額は、5,000,000 円（上限 100kW）**
- **計算のルール：**
 - 補助対象となる出力は、「太陽電池モジュールの公称最大出力の合計」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計」の**いずれか低い方の数値**（1kW 未満切捨て）を用います。
 - この数値が 100kW を超える場合は、**100kW を上限**として計算されます。
 - 設備容量が**1 kW 以上**であることが交付の条件です。

(2) 蓄電池

- **補助単価：1 kWh あたりの価格の 3 分の 1 以内**
 - ただし、20 kWh 以下の場合、1kWh あたりの価格（工事費込み・税抜）の**上限を 141,000 円**とするため、**補助単価の上限は 1 kWh あたり 47,000 円**となります。また、20kWh 超の場合は、1kWh あたりの価格（工事費込み・税抜）の**上限を 160,000 円**とするため、**補助単価の上限は 1 kWh あたり 53,333 円**となります。**補助上限額は、1,599,000 円（上限 30 kWh）**
- **計算のルール：**
 - 「1kWh あたりの補助単価（1 円未満切捨て）」に「補助対象容量」を乗じて算出します（1,000 円未満切捨て）

- 補助対象となる容量は、実際の蓄電池容量（小数点第2位以下切捨て）と**30kWhのいずれか低い方**の数値を用います。

📍 計算の目安

• 太陽光発電設備を導入する場合

（太陽光モジュール公称最大出力80kW、パワーコンディショナー定格出力70kWの場合）

$$5 \text{万円} \times 70.5 \text{kW} = \mathbf{350 \text{万円}}$$

*kW表示は、小数点以下切捨てのため、**70.5kW⇒70kW**となります。

• 蓄電池を導入する場合

《容量22.5kWhで、350万円（工事費込、税抜）の場合》

$$350 \text{万円} \div 22.5 \text{kWh} = 155,555 \text{円} \text{ (1円未満切捨て、1kWh当たりの額)}$$

$$160,000 \text{円/kWh} \text{ (20kWh超の設備の上限)} > 155,555 \text{円/kWh}$$

*低い方を選択

$$155,555 \text{円/kWh} \times 1/3 = 51,851 \text{円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

$$\mathbf{51,851 \text{円} \times 22.5 \text{kWh} = 1,166,000 \text{円} \text{ (千円未満切捨て)}}$$

*容量は、小数点第二位以下切捨て

《容量12kWhで、200万円（工事費込、税抜）の場合》

$$200 \text{万円} \div 12 \text{kWh} = 166,666 \text{円} \text{ (1円未満切捨て、1kWh当たりの額)}$$

$$141,000 \text{円/kWh} \text{ (20kWh以下の設備の上限)} < 166,666 \text{円/kWh}$$

*低い方を選択

$$141,000 \text{円/kWh} \times 1/3 = 47,000 \text{円}$$

$$\mathbf{47,000 \text{円} \times 12 \text{kWh} = 564,000 \text{円}}$$

*補助対象経費が1kWhあたり14.1万円を超える場合、補助単価は一律4.7万円で固定

*100kWh以上の容量の場合でも、100kWhが上限

最低限おさえるべき条件

- **セット導入**：蓄電池の補助金は、この事業で太陽光パネルを一緒に設置することが条件です。
- **自家消費**：発電した電気の50%以上を家で使う計画にすること。
- **FIT（売電）不可**：固定価格買取制度（FIT）などで売電する場合は対象外です。
- **事前の申請**：必ず工事（着手）の前に市へ申請し、「交付決定」をもらう必要があります。
*金額はすべて**税抜**の経費をもとに計算されます。
- **目標価格**：事業用蓄電池は11.9万円/kWh（税抜・工事費込）以下となるよう調達に努めてください。

5 申請・受領のステップ、要綱、Q&A集


(1) 申請・受領のステップ

西条市「脱炭素」補助金：事業者向け手続きステップガイド


⚠️【最重要】契約・着工の前に！



① 相談：
GXコーディネーターへの面談
申請前に市のGXコーディネーターによる脱炭素経営相談を受けることが必須です。



② 交付申請：
契約・着工前に必ず実施
市の交付決定が出る前に契約や着工をすると補助対象外になるため、最優先の注意が必要です。



③ 工事完了・実績報告
工事完了・支払い後、速やかに（最終期限：令和9年2月26日まで）報告書を提出します。



④ 1年後の「自家消費実績」報告
支払い後、受領して終わりではなく、事業完了から1年後の稼働状況を報告する義務があります。

補助金の基本ルールと金額

「50%以上の自家消費」が必須条件
発電した電力の半分以上を自社で消費する計画が必要です。

FIT/FIP制度との併用は不可
売電目的の設備は対象外で、自社の脱炭素経営を推進するための補助金です。

対象設備	補助単価	補助上限額
太陽光発電	5万円 / kW	500万円 (100kWまで)
蓄電池	価格の 1/3	159.9万円 (30kWhまで)

(2) 要綱

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱

(3) Q & A集

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金（個人向け）Q & A 集

6 受付窓口

西条市役所 環境部 環境政策課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地

TEL：0897-52-1382（直通）FAX：0897-52-1200

開庁時間：8時30分～17時15分 月曜日～金曜日（土日・祝日・12月29日～1月3日を除く）

受付期間：令和8年5月11日（月）～令和9年1月22日（金）まで

7 交付申請

太陽光発電設備及び蓄電池を設置する個人の方は、以下の書類を工事着手前に提出する必要があります。

(1) 市指定の申請様式

- 補助金交付申請書（様式第1号）**：申請額や事業期間等を記入してください。
- 事業計画書（様式第2号）**：設備の型式や出力、設置場所の詳細を記載してください。
* 設備毎（太陽光発電設備と蓄電池の別）の作成が必要です。
- 事業費内訳書（様式第3号）**：工事費、設備費、事務費などの内訳を税抜で記載してください。

* 設備毎（太陽光発電設備と蓄電池の別）の作成が必要です。

誓約事項及び同意事項（様式第4号）：暴力団排除条例への抵触がないことや、市による住民情報調査への同意、協力事項を確認し署名・押印してください。

補助金の請求及び受領に関する委任状（様式第5号）：施工業者等に補助金の受領を委任する場合のみ必要です。

(2) 申請する事業者の資格確認資料

登記事項証明書：法人の公式な身分証明書である履歴事項全部証明書の提出が必要です。

GX コーディネーター発行の面談シート等：脱炭素経営支援を行っている西条市 GX コーディネーターとの面談等を行ったことが分かる書類を提出してください。

(3) 経費・契約等の根拠資料

工事請負契約書（案）、見積書等の写し：工事の内容や金額が確認できるものが必要です。

申請額の根拠資料：見積書や、系統連携工事費負担金請求書など、総事業費と補助対象経費の内訳が分かるものが必要です。

市税の完納証明書：市税を滞納していないことを証明する書類が必要です。

(4) 設備・設置場所に関する資料

設置場所の地図及び写真：設備を設置する住宅や敷地の場所が分かるものをご準備ください。

設備の仕様書又はカタログ：導入する機器の性能が分かるものを添付してください。

設置図面：平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図など（補助対象設備が判別できるもの）が必要です。

シミュレーション資料：太陽光発電設備の年間発電量及び電力自家消費見込が分かるものが必要です。

* 自家消費率が50%未満の場合は補助対象外となります。

予定工程表：補助事業の実施期間（着工から完了まで）が把握できるものを添付してください。

(5) 条件に応じて必要な書類

承諾書：設備の利用者と所有者が異なる場合に、所有者の同意を証するものが必要です。

PPA・リース契約に関する書類（該当者のみ）：

◦ PPA・リース事業者の登記事項証明書の写し。

◦ 契約書の写し（法定耐用年数期間満了までの継続使用等が確認できるもの）

◦ 料金計算書（利用料から補助金相当分が控除されることが分かるもの）

● **蓄電池の同時申請の場合**：

◦ 各様式は市の指定のものをそれぞれ使用してください。

◦ 添付書類は、太陽光発電設備と蓄電池が明確に区別できるようにしてください。

📍 **申請時の重要ポイント**

- **着工前の申請が必須**：市の「交付決定通知」が届く前に工事に着手（または既築住宅の引渡し）をしまうと、補助金を受け取ることができません。
- **FIT/FIP制度との併用不可**：固定価格買取制度（FIT）やFIP制度の認定を受ける場合は、この補助金の対象外となります。
 - * 書類の不備を防ぐため、提出前に施工業者とも内容を十分に確認することをお勧めします。
 - * 申請後、事業完了から **1年後には「自家消費に関する報告書（様式第17号）」の提出義務がある**ことも念頭に置いておいてください。
- 必要書類のうち、申請時に必要な様式データ

様式第1号	補助金交付申請書	Word ファイル	PDF ファイル
様式第2号	事業計画書（太陽光発電設備）	Word ファイル	PDF ファイル
様式第2号	事業計画書（蓄電池）	Word ファイル	PDF ファイル
様式第3号	事業費内訳書	Word ファイル	PDF ファイル
様式第4号	誓約事項及び同意事項	Word ファイル	PDF ファイル
様式第5号	補助金の請求及び受領に関する委任状	Word ファイル	PDF ファイル

8 交付決定

上記交付申請書類に不備がなく、内容が適切な場合、概ね2週間以内に交付決定を行います。

交付決定通知書を受けてから、工事に着手してください。書類の不備や内容に疑義がある場合は申請者へ連絡します。

9 変更（廃止）承認申請

当初の計画から内容を変更（または廃止）しようとする場合には、あらかじめ「変更（廃止）承認申請書」の提出と市長の承認が必要です。ただし、計画の変更により補助対象経費が増額となった場合でも、補助金の額は、「西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）」で通知した補助金交付予定額を上限とします。

(1) 市指定の申請様式

- 変更（廃止）承認申請書（様式第8号）**：変更後の申請額や増減額、変更（廃止）の内容を記入してください。
- 変更後の事業計画書（様式第2号）**：交付申請時からの変更箇所が分かるように記載したものを添付してください。
 - * 廃止の場合は不要です。
- 変更後の事業費内訳書（様式第3号）**：変更後の金額及び変更箇所が分かるように記載したものを添付してください。
 - * 廃止の場合は不要です。

(2) 変更内容を証明する添付資料

変更の具体的内容に応じて、交付申請時に提出したものと同様の資料を改めて提出する必要がありますが、実績報告時に提出すればよい場合もありますので、事前にご相談ください。

- 変更後の見積書**：金額や内訳が変更になる場合に必要です。
- 変更後の設備仕様書・カタログ**：導入する機器の型式やメーカーを変更する場合に必要です。
- 変更後の設置図面**：機器の配置やシステム構成、図面が変更になる場合に必要です。
- その他、変更内容を証する書類**：市長が必要と認める、当該変更を証明する書類を求めることがあります。

(3) 代理人が申請する場合

- 委任状（様式第 8 号の裏面）**：手続きを施工業者等に委任している場合は、改めて変更申請に関する委任が必要です。

△ 注意事項：申請が不要な「軽微な変更」について

以下の事項のみを変更する場合は「変更承認申請」ではなく、**事後の「軽微な変更届出（様式第 1 0 号）」**で済みます。

- 補助事業者の住所及び氏名の変更
- 代理人の変更
- その他、市長が軽微な変更と認める事項

重要なポイント：補助事業の内容に著しい変更を伴う「完了予定期日の変更」については、完了予定期日変更報告書（様式第 1 1 号）ではなく、この「変更承認申請（様式第 8 号）」を行う必要があります。**期日のみの変更であれば、完了予定期日変更報告書（様式第 1 1 号）**を提出してください。

変更が必要になった段階で、早めに市へ相談することをお勧めします。

- 必要書類のうち、様式データ

様式第 8 号	変更（廃止）承認申請書	Word ファイル	PDF ファイル
様式第 2 号	事業計画書（太陽光発電設備）* 変更後	Word ファイル	PDF ファイル
様式第 2 号	事業計画書（蓄電池）* 変更後	Word ファイル	PDF ファイル
様式第 3 号	事業費内訳書 * 変更後	Word ファイル	PDF ファイル
様式第 1 0 号	軽微な変更届出	Word ファイル	PDF ファイル
様式第 1 1 号	完了予定期日変更報告書	Word ファイル	PDF ファイル

* 様式第 2 号及び様式第 3 号については、廃止の場合は不要

1 0 実績報告

補助事業が完了したら速やか（概ね 30 日以内）に提出してください。報告期限は、令和 9 年 2 月 2 6 日（金）です。

なお、添付書類の発行遅延や工期遅延など、やむをえない事情により提出書類が揃わず実績報告が遅れる見込みの場合は、お早めにご相談ください。

* 補助事業完了の日とは、「工事完了日」又は「契約額の支払完了日」のいずれか遅い日です。

* 期限までに実績報告がない場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。

(1) 市指定の実績報告様式

- 実績報告書（様式第 1 2 号）**：交付決定日や通知番号、実績額を記載してください。
- 実績に応じた内容の事業計画書（様式第 2 号）**：最終的な設置内容を反映させたものを記載してください。
- 実績額を記載した事業費内訳書（様式第 3 号）**：実際に要した費用の内訳を税抜で記載してください。
- 補助金交付請求書（様式第 1 5 号）**：通常、額の確定通知を受けた後に提出するものですが、実績報告時に合わせてご準備いただいても構いません。
 - * 施工業者等に受領を委任している場合は、業者の任意様式での請求が可能です。
- 補助金交付請求書（様式第 1 6 号）**：受けた後に提出するものですが、通常は実績報告時に準備します。
- 取得財産等管理台帳・明細表（様式第 1 3 号）**：補助金交付請求書（様式第 1 5 号）額の確定通知を受けた後に提出するものですが、通常は実績報告時に準備します。
 - * 事業者は作成・備え付けが必須です。

(2) 費用・支払いの根拠資料

- 領収書の写し**：全額の支払いが完了していることを証明するものがが必要です。
 - * 領収書の宛名は交付申請者と同一でフルネーム記載されていること。
 - * 領収明細書は補助対象設備の明細（各設備のメーカー名、型番、金額、工事費等）が明記されていること。
- 経費の根拠資料**：最終的な工事費や設備費の内訳が分かる資料（精算後の見積書等）を添付してください。
- 着工日、引渡日、支払日が明記された資料**：事業が適切に実施された期間を確認できるものがが必要です。

(3) 設備・技術に関する証明資料

- 補助対象設備の保証書の写し**
- 実際の設置図**：平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図の、実際に設置した状態を反映したものを添付してください。
- 太陽電池モジュールの製造番号表**
- 出力証明書類**：太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写しが必要です。
- 系統連系承諾書（非 FIT 連系であることが分かるもの）**
 - * 余剰電力を売電する契約をする場合は、契約書の写しで構いません。

【蓄電池のみ】仕様確認書類：蓄電システムの種別、型式名、蓄電容量等が分かる書類（メーカー保証書、納品書、出荷証明書、カタログ等）を添付してください。

【売電する場合のみ】売電契約書の写し：余剰電力を売電する場合に必要です。

(4) 施工写真（重要）

写真は以下の内容が鮮明に写っている必要があります。

施工前の写真：設置場所の着工前の様子。

施工後の写真：以下の設備全て。

◦ **全ての太陽電池モジュール**

◦ **パワーコンディショナー**（機器の品番・型番が判別できる接写を含む）

◦ **【蓄電池のみ】蓄電池の設置状況**（機器の品番・型番が判別できる接写を含む）

【オンサイトPPA又はリースの場合、次の書類を併せて添付】

◦ 契約書の写し

◦ 料金計算書（需要家の利用料から補助金交付額相当分が控除されることが分かるもの）

📍 報告後の流れと留意事項

● **現地調査**：報告書の提出後、市が内容を審査し、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

提出書類に不備があると補助金の交付が遅れる可能性があるため、特に写真の品番確認や領収書と内訳書の金額一致を念入りに確認してください。

● 必要書類のうち、様式データ

様式第12号	実績報告書	Word ファイル	PDF ファイル
様式第2号	事業計画書（太陽光発電設備） * 実績額を記載	Word ファイル	PDF ファイル
様式第2号	事業計画書（蓄電池）* 実績額を記載	Word ファイル	PDF ファイル
様式第3号	事業費内訳書 * 実績額を記載	Word ファイル	PDF ファイル
様式第13号	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表	Word ファイル	PDF ファイル
様式第15号	補助金交付請求書	Word ファイル	PDF ファイル

1.1 補助金額の確定及び請求

● **額の確定通知**：審査が完了すると「補助金交付額確定通知書（様式第14号）」が届きます。これを受けて補助金の請求ができます。

実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、確定通知書をお送りします。

● **補助金の請求**：確定通知を受けた場合は、速やかに補助金交付請求書（様式第15号）を提出してください。

提出期限は、令和9年2月26日（金）までとなっています。

***実績報告時に合わせてご提出いただいている場合は不要です。**

- **補助金の交付**：請求書の内容を審査後、補助金を交付します。
- **書類の保存義務**：補助事業に関する帳簿や関係書類は、事業終了年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

1.2 自家消費実績の報告

- **1年後の義務**：事業完了から1年後、**1年間の発電量や自家消費の実績を「自家消費に関する報告書（様式第17号）」で報告する義務**があります。
- 必要書類のうち、様式データ

様式第17号	自家消費に関する報告書	Word ファイル	PDF ファイル
--------	-------------	-----------	----------

1.3 その他

(1) 設備設置後の注意事項

- 財産の管理及び処分制限
補助金の交付を受けた設備は補助金交付の目的に従って**適正に管理する必要があります。**
 - 補助金の交付を受けた設備を**法定耐用年数（太陽光発電設備：17年、蓄電池：6年）の期限内において廃棄、売却等により処分**しようとするときは、**あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。**
 - 補助金の交付を受けた設備の処分に係る承認基準、財産処分納付金の額、その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）」に準ずるものとします。
 - 市長の承認を受けて取得財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。
- (2) **交付決定の取消し**：虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。
- (3) **調査等**：太陽光発電設備の設置完了後、市長から交付決定者に対し、必要に応じて太陽光発電システムの売電量や自家消費量等に関する情報の提供その他の協力を求める場合があります。
- 関係書類の保管補助金の交付を受けた設備に係る帳簿及び関係書類を整備し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管してください。ただし、財産のうち法定耐用年数を経過しないものに係る関係書類については、法定耐用年数を経過するまで保管してください。

(4) その他の様式データ

様式第7号	財産処分承認申請書	Word ファイル	PDF ファイル
-------	-----------	-----------	----------

1.4 補助金申請の流れ



令和8年度西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金



太陽光発電・蓄電池の導入を補助します

申請期間

令和8年5月11日(月)～令和9年1月22日(金)

※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

必ず、市からの「補助金交付決定通知」を受け取った後に工事を始めてください。事前の着工は対象外になります。

個人向け

家庭用として、西条市内の住宅等に太陽光発電や蓄電池を導入予定の方が活用いただけます(PPA、リースも対象)。

太陽光発電設備補助額

9万円/kW
(最大45万円)

主な要件

- ・自家消費率30%以上
- ・FIT/FIPの認証を取得しないこと
- ※太陽光発電設備のみ導入も補助対象



蓄電池補助額

価格の1/3
(最大47万円)

- ・太陽光発電と同時導入のみ対象
- ・家庭用設備(20kWh以下)であること

事業者向け

事業用として、西条市内の事業所等に太陽光発電や蓄電池を導入予定の方が活用いただけます(PPA、リースも対象)。

太陽光発電設備補助額

5万円/kW
(最大500万円)

主な要件

- ・自家消費率50%以上
- ・FIT/FIPの認証を取得しないこと
- ※太陽光発電設備のみ導入も補助対象



蓄電池補助額

価格の1/3
(最大159.9万円)

- ・太陽光発電と同時導入のみ対象

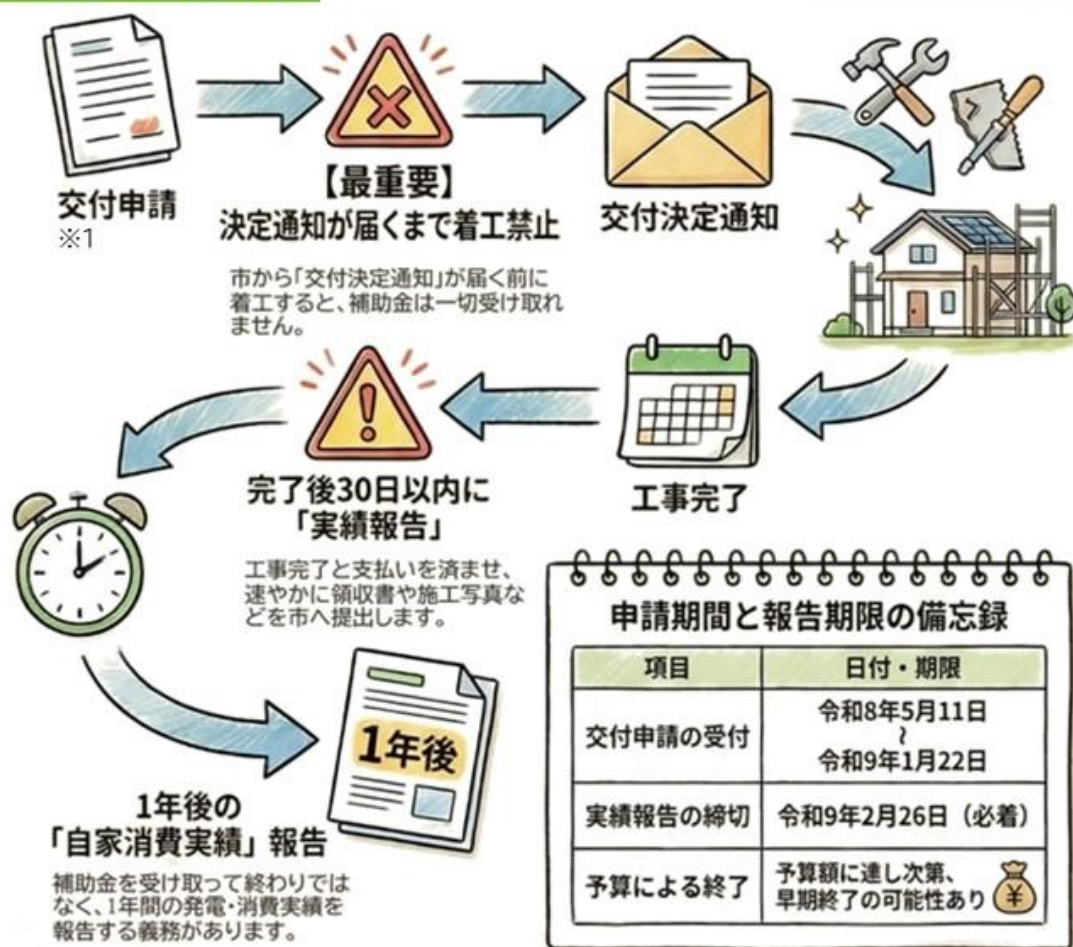
【お問い合わせ先】

補助金の交付には条件がありますので、必ずHPをご確認ください！

西条市役所 環境政策課 (8:30~17:15 土日祝除く)
 電話番号:0897-52-1382 メールアドレス:kankyoseisaku@saijo-city.jp
 ホームページ:https://www.city.saijo.ehime.jp/



申請の流れ



※1 事業者向けの場合は、申請前にGXコーディネーターへの脱炭素経営相談が必須です。

申請方法

西条市ホームページ掲載の申請の手引きを確認のうえ、申請に必要な書類を以下の申請窓口までご持参ください。

西条市役所 環境政策課(市庁舎新館2階)
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地
受付時間:8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)



▲申請の手引き
はこちらから

【お問い合わせ先】 補助金の交付には条件がありますので、必ずHPをご確認ください！

西条市役所 環境政策課 (8:30~17:15 土日祝除く)
電話番号:0897-52-1382 ②アドレス:kankyoseisaku@saijo-city.jp
ホームページ:https://www.city.saijo.ehime.jp/

LOVE SAIGO
Action! SDGs
いっしょにやろや ちよつとずつ